

# 介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p>	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	期限を定めて改善報告を行うよう指導
B	口頭指導	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p> <p>なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	不要
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>	直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要	不要

# 指定訪問介護事業

## 運営指導基準

— 令和6年4月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)

「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

「条例」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京条例)

「規則」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)

「施行要領」＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)

「省令」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(11年厚生省令第37号)

「基準について」＝指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

「告示」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)

「留意事項」＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

「取扱等について」＝指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について(平成12年11月16日老振第76号)

「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)

「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)

「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)

## 運営指導基準（指定訪問介護事業）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令	確認書類等	評価
第1 基本方針	<p><b>1 基本方針</b></p> <p>指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。</p>	法第73条第1項 条例第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ パンフレット等</li> </ul>	C
第2 人員に関する基準	<p><b>1 訪問介護員等の員数</b></p> <p>指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、区の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p><b>2 サービス提供責任者</b></p> <p>(1) 各指定訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介</p>	法第74条第1項 条例第5条第1項・第2項 規則第3条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の勤務状況が分かる文書（タイムカード、勤務実績表、勤務体制一覧表等）</li> <li>・ 従業員の資格証（実務者研修修了証明書、介護職員基礎研修修了証明書、介護職員初任者研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、生活援助従事者研修修了証明書、または介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師免許）</li> </ul>	C
	<p>(1) 各指定訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介</p>	規則第3条第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の勤務状況が分かる文書（タイムカード、勤務</li> </ul>	C

	<p>護の指定を受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定訪問介護および指定介護予防訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が40またはその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算の方法によることができる。利用者の数については、前3月の平均を用いる。</p> <p>また、当該事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算する。さらに、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合である場合については、区の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>(2) 常勤換算方法とする事業所</p> <p>利用者の数が40名を越える事業所については、常勤換算方法とすることができる。利用者の数に応じて常勤換算方法による場合は、以下のいずれかに該当するサービス提供責任者を配置しているか。</p>	<p>規則第3条第2項 施行要領第3の1の1(2) ①</p> <p>条例第5条第2項</p> <p>施行要領第3の1の1(2) ②</p>	<p>実績表、勤務体制一覧表等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の資格証（実務者研修修了証明書、介護職員基礎研修修了証明書、訪問介護員養成研修修了証明書、または介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師免許）</li> </ul>	<p>C</p>
--	---	--	--	----------

	<p>① 利用者の数が 40 人を超える事業所 利用者の数を 40 で除して得られた数（小数第 1 位に切り上げた数）以上</p> <p>② 利用者の数が 40 人超 200 人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から 1 を減じて得られる数以上</p> <p>③ 利用者の数が 200 人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（1 の位に切り上げた数）以上</p> <p>なお、サービス提供責任者として配置することのできる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。</p> <p>(3) 規則第 141 号第 3 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 またはその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。ただし、つぎの点に留意する必要がある。</p> <p>イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間が 1 月あたり 30 時間以内であ</p>	<p>規則第 3 条第 4 項 施行要領第 3 の 1 の 1 (2) ③</p>		<p>C</p>
--	--	---	--	----------

	<p>ること。</p> <p>ロ「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」  場合とは、都条例においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば以下のような取組が行われていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。</li> <li>・利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。</li> <li>・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めていること等）を構築する等により、サービス提供責任者の中で生じる課題に対し、チームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が保管することを可能としていること。この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、（2）の規定に関わらず、施行要領別表2に示すサービス提供責任者を配置するものとする。</li> </ul> <p>（4）サービス提供責任者は、常勤で専ら訪問介護事業の職務に従事する者であって、以下のいずれかに該当するか。</p> <p>なお、1級課程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能とされていたこと。</p>	<p>規則第3条第3項  施行要領第3の1の3（2）  ④  平24厚労告第118号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の資格証（実務者  研修修了証明書、介護職員  基礎研修修了証明書、訪問  介護員養成研修修了証明</li> </ul>	<p>C</p>
--	---	--	---	----------

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>①介護福祉士  ②実務者研修、介護職員基礎研修を修了した者  ③訪問介護員養成研修1級課程を修了した者  ④看護職員（看護師、准看護師、保健師）</p> <p>ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所または指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p><b>3 管理者</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、または同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p><b>1 設備および備品等</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。  (2) 事務室または区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。  (3) 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備および備品等を確保しているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備を備えているか。</p> <p>なお、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者ま</p>	<p>条例第6条  施行要領第3の1の1(3)</p> <p>法第74条第2項  条例第7条  施行要領第3の1の2  (1)・(2)・(3)</p>	<p>書、または介護福祉士登録証、看護師・准看護師・保健師免許)</p> <p>・管理者の雇用形態および勤務状況が分かる文書（勤務実績表、タイムカード、勤務表等）</p> <p>・平面図  ・設備、備品台帳等  ・手指洗浄設備等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	--	---	--	-------------------------------------

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>たは条例第5条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業または当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定訪問介護の事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防訪問介護の事業であるときは指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定する基準を、当該第一号訪問事業であるときは区の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p><b>1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進</b>  指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報およびフィードバック情報を活用することが望ましい。</p> <p><b>2 管理者およびサービス提供責任者の責務</b>  (1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者および業務の管理を、一元的に行っているか。  (2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に、都条例の「第2章 訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  (3) サービス提供責任者は、都条例第28条の「訪問介護計画</p>	<p>施行要領第3の1の3(1)</p> <p>条例第8条  施行要領第3の1の3(2)</p>	<p>・組織図、組織規程、辞令等  ・業務日誌等  ・運営規程  ・訪問介護計画書  ・サービス利用票</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	---	--	---	-------------------------------------

	<p>の作成」に規定する業務のほか、つぎに掲げる業務を行っているか。</p> <p>①指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をする。</p> <p>②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。</p> <p>③居宅介護支援事業者等に、利用者の服薬状況、口腔機能その他の心身の状況および生活の状況に係る必要な情報を提供する。</p> <p>④サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。</p> <p>⑤訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。</p> <p>⑥訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。</p> <p>⑦訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。</p> <p>⑧訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。</p> <p>⑨その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。</p> <p>(4) (3) ③の必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しているか。</p> <p>(5) 平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修修了者が従事することができることから、当該研修修了者を含む訪問介護員であって、指定訪問介護に従事したことが無い者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどOJTを通じて支援を行っているか。また、緊急時の対応等についてあらかじめ当該訪問介護員</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・居宅介護支援経過</li> <li>・サービス担当者会議の要点</li> <li>・サービス担当者への照会(依頼)内容</li> <li>・相談、助言を記録した書類等</li> <li>・職務分担表、業務報告書、業務日誌等</li> <li>・職場内研修等の実施記録</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	-------------------

	<p>等に指導しているか。さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行っているか。この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。</p> <p><b>3 運営規程</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針  (2) 従業者の職種、員数および職務の内容  (3) 営業日および営業時間  (4) 指定訪問介護の内容および利用料その他の費用の額  (5) 通常の事業の実施地域  (6) 緊急時等における対応方法  (7) 虐待の防止のための措置に関する事項  (8) その他運営に関する重要事項</p> <p><b>4 介護等の総合的な提供</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の</p>	<p>条例第9条  施行要領第3の1の3(4)</p> <p>条例第10条  施行要領第3の1の3(5)</p>	<p>・運営規程  ・重要事項説明書  ・指定申請書および変更届出書の控</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	-------------------

	<p>援助に偏することがないか。</p> <p>指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車または降車の介助に限定していないか。</p> <p><b>5 勤務体制の確保等</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう各指定訪問介護事業所において、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(5) 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてい</p>	<p>条例第11条第1項 施行要領第3の1の3(6) ①</p> <p>条例第11条第2項 施行要領第3の1の3(6) ②</p> <p>条例第11条第3項 施行要領第3の1の3(6) ③</p> <p>条例第11条第4項 施行要領第3の1の3(6) ④</p>	<p>・運営規程</p> <p>・就業規則</p> <p>・勤務表</p> <p>・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書</p> <p>・研修計画、実施記録</p> <p>・事業主の方針および相談に応じる体制がわかる書類等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	--

	<p>るか。</p> <p><b>6 業務継続計画の策定等</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に行い、および業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p><b>7 内容および手続の説明および同意</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、第三者評価の実施状況その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者またはその家族の同意を得て、(1)の重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技</p>	<p>条例第11条の2 施行要領第3の1の3(7)</p> <p>法第74条第2項 条例第12条第1項 施行要領第3の1の3(8)</p>	<p>・業務継続計画 ・研修・訓練実施記録等</p> <p>・運営規程、重要事項説明書(利用者または家族の署名、捺印) ・利用契約書(利用者または家族の署名、捺印)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---

	<p>術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による同意を得ているか。</p> <p>※ 規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 電子情報処理組織を使用する方法のうちイまたはロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第十二条第一項に規定する重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を送信し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（条例第十二条第二項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意または同条第四項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>② 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p>			
--	---	--	--	--

	<p>(4) 電磁的方法は、利用申込者またはその家族が当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであるか。</p> <p>(5) (3) 後段の同意を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書または電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、電磁的方法による提供をしていないか。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び第二項後段の同意をした場合は、この限りでない。</p> <p><b>8 提供拒否の禁止</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1に該当する場合を除く。)</p> <p><b>9 サービス提供困難時の対応</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪</p>	<p>条例第13条 施行要領第3の1の3(9)</p> <p>条例第14条 施行要領第3の1の3(10)</p>	<p>・利用申込受付簿等</p> <p>・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	-------------------------------------

	<p>問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p><b>10 受給資格等の確認</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めているか。</p> <p><b>11 要介護認定の申請に係る援助</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p><b>12 心身の状況等の把握</b></p>	<p>条例第15条 施行要領第3の1の3(11)</p> <p>条例第16条 施行要領第3の1の3(12)</p>	<p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供依頼書等</li> <li>・ 利用者に関する記録（被保険者証の写等）</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> </ul>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	-------------------------------------

	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p><b>13 居宅介護支援事業者等との連携</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p><b>14 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区への届出等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p><b>15 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている</p>	<p>条例第17条</p> <p>条例第18条</p> <p>条例第19条 施行要領第3の1の3(13)</p> <p>条例第20条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・サービス担当者会議の記録等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・サービス担当者会議の記録等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の届出書控等</li> <li>・居宅サービス計画書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> </ul>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---

	<p>場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。</p> <p><b>16 居宅サービス計画の変更の援助</b>  指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p><b>17 身分を証する書類の携行</b>  (1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  (2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載しているか。</p> <p><b>18 サービスの提供の記録</b>  (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。  (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法</p>	<p>条例第21条  施行要領第3の1の3(14)</p> <p>条例第22条  施行要領第3の1の3(15)</p> <p>条例第23条  施行要領第3の1の3(16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画書</li> <li>・サービス提供記録等</li> <li>・利用者に関する記録（変更があったかの確認）</li> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・訪問介護計画書</li> <li>・サービス提供票</li> <li>・業務マニュアル</li> <li>・身分を証明する書類（身分証、名札等）</li> <li>・サービス提供記録等</li> <li>・業務日誌</li> <li>・サービス提供票、サービス提供票別表等</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	--

	<p>により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。</p> <p><b>19 利用料等の受領</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、(1) および (2) の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定訪問介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>条例第24条第1項 施行要領第3の1の3(17) ①</p> <p>条例第24条第2項 施行要領第3の1の3(17) ②</p> <p>条例第24条第3項 施行要領第3の1の3(17) ③</p> <p>条例第24条第4項 施行要領第3の1の3(17) ④</p> <p>法第41条第8項</p>	<p>・サービス提供票、サービス提供票別表等</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	--

	<p>(6) 指定訪問介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）に係るものおよびその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p><b>20 保険給付の申請に必要な証明書の交付</b>  指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p><b>21 指定訪問介護の基本取扱方針</b>  (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。  (2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p><b>22 指定訪問介護の具体的取扱方針</b>  (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者またはその家族に対し、指定訪問介護の提供方法等につ</p>	<p>法施行規則第65条</p> <p>条例第25条  施行要領第3の1の3(18)</p> <p>条例第26条  施行要領第3の1の3(19)  ①</p> <p>条例第27条第1号</p>	<p>・サービス提供証明書控  (介護給付費明細書代用可)</p> <p>・訪問介護計画書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	---	--

	<p>いて説明を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問介護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。</p> <p><b>23 訪問介護計画の作成</b></p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。また、訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>条例第27条第2号 施行要領第3の1の3(19) ③</p> <p>条例法第27条第3号 施行要領第3の1の3(19) ③</p> <p>条例法第27条第4号 施行要領第3の1の3(19) ②</p> <p>条例法第27条第5号 施行要領第3の1の3(19) ①</p> <p>条例第28条第1項 施行要領第3の1の3(20) ①・②</p> <p>条例第28条第2項 施行要領第3の1の3(20) ③</p>	<p>・居宅サービス計画書 ・訪問介護計画書（利用者または家族の署名、捺印） ・アセスメントシート ・モニタリングシート</p> <p>・訪問介護計画書（利用者または家族の署名、捺印） ・居宅サービス計画書 ・利用者に関する記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	---

	<p>(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(4)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p> <p><b>24 同居家族に対するサービス提供の禁止</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはいないか。</p> <p><b>25 利用者に関する区への通知</b> 指定訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合または偽りその他不正の行</p>	<p>条例第28条第3項 施行要領第3の1の3(20) ④</p> <p>条例第28条第4項 施行要領第3の1の3(20) ⑤</p> <p>条例第28条第4項</p> <p>施行要領第3の1の3(20) ⑥</p> <p>条例第29条</p> <p>条例第30条 施行要領第3の1の3(21)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>・訪問介護計画書</p> <p>・区に送付した通知に係る記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	---

	<p>為によって保険給付を受け、もしくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p> <p><b>26 緊急時等の対応</b></p> <p>訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p><b>27 衛生管理等</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知しているか。</p> <p>② 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備し</p>	<p>条例第31条 施行要領第3の1の3(22)</p> <p>条例第32条 施行要領第3の1の3(23)</p> <p>規則第4条の2</p>	<p>・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録等</p> <p>・衛生管理に関するマニュアル等</p> <p>・委員会等の記録 ・指針 ・研修および訓練実施記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
--	---	--	---	-------------------------------------

	<p>ているか。</p> <p>④ 訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p><b>28 掲示</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項を当該指定訪問介護事業者のウェブサイトに掲載しているか。ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。</p> <p>※ 令和7年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>(4) 介護保険法施行規則第四百四十条の四十四項各号に掲げる基準に該当する基準日前の一年間において、提供を行った介護サービス費の受けた金額が百万円以下であるものまたは正当な理由で都知事に報告ができない指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましい。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者または家族等が自由に閲覧可</p>	<p>条例第33条第1項 施行要領第3の1の3(24)</p> <p>①</p> <p>条例第33条第2項 施行要領第3の1の3(24)</p> <p>②</p> <p>条例第33条第3項 施行要領第3の1の3(24)</p> <p>①</p> <p>施行要領第3の1の3(24)</p> <p>①</p>	<p>・ 掲示物等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
--	---	---	---------------	-------------------------------------

	<p>能な形で、当該事業所内に備え付けることで（１）に代えることができる。</p> <p><b>29 秘密保持等</b></p> <p>（１） 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>（２） 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>（３） 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p><b>30 広告</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p> <p><b>31 不当な働きかけの禁止</b></p> <p>指定訪問介護事業所は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員または居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他不当な働きかけを行っていない</p>	<p>条例第34条 施行要領第3の1の3(25)</p> <p>条例第35条</p> <p>条例第35条の2 施行要領第3の1の3(26)</p>	<p>・ 従業員の秘密保持誓約書</p> <p>・ 個人情報同意書（利用者または家族の署名、捺印）</p> <p>・ パンフレット、チラシ等 ・ ホームページ等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	--

	<p>か。</p> <p><b>32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p><b>33 苦情処理</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制および手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。</p> <p>※ ウェブサイトへの掲載については令和7年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>条例第36条 施行要領第3の1の3(27)</p> <p>条例第37条 施行要領第3の1の3(28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情の受付簿</li> <li>・ 苦情者への対応記録</li> <li>・ 苦情対応マニュアル</li> <li>・ 重要事項説明書</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	-------------------------------------

	<p>(4) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該区の職員からの質問もしくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定訪問介護事業者は、区からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(6) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p><b>34 地域との連携等</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>条例第38条 施行要領第3の1の3(29)</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
--	--	----------------------------------	--	---

	<p><b>35 事故発生時の対応</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p><b>36 虐待の防止</b></p> <p>指定訪問介護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、つぎに掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知しているか。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p>	<p>条例第39条 施行要領第3の1の3(30)</p> <p>条例第39条の2 規則第4条の3 施行要領第3の1の3(31)</p>	<p>・事故対応マニュアル</p> <p>・事故の状況および事故に際して採った措置（区、家族、介護支援専門員等への報告を含む）の記録</p> <p>・再発防止策の検討の記録</p> <p>・ヒヤリハットの記録</p> <p>・委員会等の記録</p> <p>・指針</p> <p>・研修および訓練実施記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	--

	<p>⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施しているか。</p> <p>(4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担 当者を置いているか。</p> <p><b>37 会計の区分</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事 業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介 護保険の給付対象事業における会計の区分について（平 13 老振発第 18 号）」等により適切に行われているか。</p> <p><b>38 記録の整備</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計 に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の 提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。</p> <p>①訪問介護計画</p> <p>②条例第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内 容等の記録</p>	<p>条例第40条 施行要領第3の1の3(32)</p> <p>条例第41条 施行要領第3の1の3(33)</p>	<p>・会計関係書類</p> <p>・従業者、設備、備品およ び会計に関する記録等</p> <p>・サービスの提供の記録等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	---

	<p>③ 条例第27条第3号の規定による身体的拘束の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 条例第30条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>⑤ 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 条例第39条第1項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>			
<p>第5 変更の届出等</p>	<p><b>1 変更の届出等</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。</p>	<p>法第75条</p>	<p>・ 指定申請書および変更届出書の控</p>	<p>C</p> <p>C</p>
<p>第6 介護給付費の算定および取扱い</p>	<p><b>1 基本的事項</b></p> <p>(1) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、知事に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p>	<p>法第41条第4項第1号告示1</p>	<p>・ 訪問介護計画書</p> <p>・ 介護給付費請求書</p> <p>・ 介護給付費明細書</p> <p>・ サービス提供票・別票</p> <p>・ サービス提供証明書「訪</p>	<p>C</p>

	<p>(2) 指定訪問介護事業に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p><b>2 訪問介護の所要時間</b></p> <p>(1) 利用者に対して、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が (1) により算出された指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画の見直しを行わせているか。</p> <p><b>3 身体介護中心型の算定</b></p> <p>身体介護が中心である場合については、身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p> <p>なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が 20 分未満である場合は、「所要時間 20 分未満」の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が 20 分未満であつて、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働</p>	<p>告示 2</p> <p>告示 3</p> <p>告示別表 1 イからハまでの注 1 留意事項第 2 の 2 (4)</p> <p>告示別表 1 イからハまでの注 2</p>	<p>問介護サービスコード票」参照</p> <p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	--

	<p>大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、「所要時間20分未満」の所定単位数を当該算定月における1月当たりの訪問介護費を指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイの（1）のうち、当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定しているか。</p> <p><b>4 生活援助中心型の算定</b></p> <p>生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者または家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p> <p><b>5 通院等のための乗車または降車介助中心の算定</b></p> <p>通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>告示別表1イからハまでの注3</p> <p>告示別表1イからハまでの注4</p>	<p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	-------------------------	-------------------

	<p><b>6 高齢者虐待防止措置未実施減算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p><b>7 業務継続計画未策定減算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p><b>8 身体介護および生活援助が混在する場合の取扱い</b></p> <p>身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき（身体介護で所要時間20分未満の所定単位数を算定する場合を除く。）は、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65単位（195単位を限度とする。）を加算した単位数を算定しているか。</p> <p><b>9 事業所と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</b></p> <p>事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者で当該建物に居住する1月当たり利用者の人数が50人未満の場合および事業所と同一建物に居住する1月当たりの利用者が20人以上の場合は所定単位数の90/100を算定している</p>	<p>告示別表1イからハまでの注5 留意事項第2の2（10）</p> <p>告示別表1イからハまでの注6 留意事項第2の2（11）</p> <p>告示別表1イからハまでの注7 留意事項第2の2（3）</p> <p>告示別表1イからハまでの注12 大臣基準告示3の2 留意事項第2の2（16）</p>	<p>・訪問介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別票</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	-------------------------------------

	<p>か。</p> <p>事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者で当該建物に居住する1月当たり利用者の人数が50人以上の場合は所定単位数の85/100を算定しているか。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。</p> <p><b>10 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定</b></p> <p>「身体介護が中心である場合」および「生活援助が中心である場合」については、別に厚生労働大臣が定める要件（平成27年厚生労働省告示第94号の三）を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。</p> <p><b>11 早朝・夜間・深夜加算</b></p> <p>夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）または早朝（午前6時から午前8時まで時間をいう。以下同じ。）の指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する</p>	<p>告示別表1イからハまでの注12</p> <p>告示別表1イからハまでの注8 利用者等告示3 留意事項第2の2(12)</p> <p>告示別表1イからハまでの注9 留意事項第2の2(13)</p>	<p>・サービス提供証明書「訪問介護サービスコード票」参照</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	---	----------------------------

	<p>単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p><b>12 特定事業所加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、<b>特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b>いずれかを算定している場合は、特定事業所加算(V)は算定しない。また、特定事業所加算(V)とその他の加算を同時に算定する場合を除き、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算(IV) 所定単位数の100分の3に相当する単位数</p> <p>(5) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の3に相当する単位数</p> <p><b>13 特別地域訪問介護加算</b></p> <p>平成24年厚生労働省告示第120号（別に厚生労働大臣が定め</p>	<p>告示別表1イからハまでの注10</p> <p>大臣基準告示3</p> <p>留意事項第2の2(14)</p> <p>告示別表1イからハまでの</p>	<p>・ 同上</p> <p>・ 介護給付費請求書</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	-------------------------------	-------------------

	<p>る地域)に所在する指定訪問介護事業所またはその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、特定事業所加算(V)を算定している場合は、算定しない。</p> <p><b>12 中山間地域等における小規模事業所の評価</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり延訪問回数が200回以下)に適合する指定訪問介護事業所またはその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、特定事業所加算(V)を算定している場合は、算定しない。</p> <p><b>13 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</b></p> <p>指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、特定事業所加算(V)を算定している場合は、算定しない。</p> <p><b>14 緊急時訪問介護加算</b></p> <p>利用者またはその家族からの要請を受け、サービス提供責任</p>	<p>注13 施設基準告示1 留意事項第2の2(17)</p> <p>告示別表1イからハまでの 注14 留意事項第2の2(18)</p> <p>告示別表1イからハまでの 注15 留意事項第2の2(19)</p> <p>告示別表1イからハまでの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費明細書</li> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・サービス提供証明書</li> <li>・訪問介護計画書</li> </ul> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画書</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	----------------------------

	<p>者（指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心の者に限る。）を緊急に行った場合において、加算を行っているか。</p> <p><b>15 サービス種類相互の算定関係</b></p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護または定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していないか。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定する。</p> <p><b>16 初回加算</b></p> <p>新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合または当該訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合について、加算を行っているか。</p> <p><b>17 生活機能向上連携加算</b></p>	<p>注16 留意事項第2の2(20)</p> <p>告示別表1イからハまでの注17</p> <p>告示別表1ニ注 留意事項第2の2(21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護記録</li> <li>・要請等があった時間等の記録</li> <li>・介護給付費請求書</li> <li>・介護給付費明細書</li> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・サービス提供証明書</li> <li>・訪問介護計画書</li> <li>・同上</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	---	-------------------

	<p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位  (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>① (1)について、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。</p> <p>② (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、(1)を算定している場合で算定していないか。</p> <p>18 口腔連携強化加算</p>	<p>告示別表1 注1、注2  留意事項第2の2(22)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費請求書</li> <li>・介護給付費明細書</li> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・サービス提供証明書</li> <li>・訪問介護計画書</li> </ul>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--------------------------------------	---	-------------------

	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔くう連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。</p> <p><b>19 認知症専門ケア加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位</p> <p><b>20 介護職員処遇改善加算</b></p> <p><b>【令和6年5月31日まで】</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合において</p>	<p>告示別表1へ注 大臣基準告示3の3 留意事項第2の2(23)</p> <p>告示別表1ト注 大臣基準告示3の4 留意事項第2の2(24)</p> <p>告示別表1チ注1、2 大臣基準告示4 留意事項第2の2(25)</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	----------------------------

	<p>は、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>【令和6年6月1日から】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数</p>			C
--	---	--	--	---

	<p>【令和7年3月31日まで】</p> <p>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからトまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからトまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからトまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからトまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからトまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからトまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数</p>			C
--	--	--	--	---

	<p>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからトまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからトまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからトまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからトまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからトまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p><b>21 介護職員等特定処遇改善加算</b></p> <p><b>【令和6年5月31日まで】</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)</p> <p>算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)</p> <p>算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	<p>告示別表1リ注</p>		<p>C</p>
--	---	----------------	--	----------

	<p><b>22 介護職員等ベースアップ等支援加算</b></p> <p><b>【令和6年5月31日まで】</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>告示別表1 ㄨ注</p>		<p>C</p>
--	--	-----------------	--	----------